

岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙

投票日は9月3日（日）です

投票日には忘れずに投票を

投票日は9月3日（日）です。市内56カ所の投票所で行いますが、ご自分の投票する投票所は、事前に郵送する「投票所入場券」に印刷している「当日の投票所周辺図」を確認してください。

また、投票日当日の投票時間は、一部の投票所を除いて**午前7時から午後8時まで**です。「投票所入場券」を忘れずに投票所にお持ちのうえ、投票所にお越しください。

投票できる人は？

北上市の投票所で投票できる人は“日本国民”で“北上市選挙人名簿に登録”されており、次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件…満18歳以上の人（平成17年9月4日までに生まれた人）
- ・住所要件…6月1日までに転入届をした人で、引き続き3か月以上北上市に住居登録している人
※6月2日以降に県内他市町村から転入した人は前住所地での投票となります。

投票所の変更と投票時間の繰上げ－投票にお出かけの際にはご注意を－

次の投票区は、当日投票する投票所が変わります。

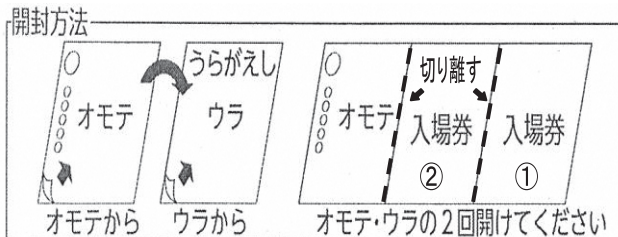
- 相去第3投票区…今回の選挙は「大谷地公民館」です。
- 鬼柳第1投票区…今回の選挙は「JAいわて花巻 旧みなみ店舗」で行います（「鬼柳町第二区公民館」から変更）。

次の投票区は、投票日当日の投票終了時刻を**午後8時から午後7時に1時間繰り上げ**ます。

- 更木第2投票区（臥牛農業担い手センター）
- 和賀第8投票区（後藤公民館）
- 和賀第14投票区（岩沢コミュニティセンター）
- 稲瀬第2投票区（上門岡会館）
- 和賀第10投票区（新田地域振興交流センター）
- 和賀第15投票区（仙人公民館）

投票所入場券について－選挙人2人分ずつ1枚のハガキで郵送します－

入場券は三つ折りの圧着ハガキで、世帯ごとに選挙人2人分ずつを1枚のハガキにまとめてお送りします。ハガキが届いたら丁寧に開き、自分の入場券をミシン目に沿って切り離して投票所にお持ちください。



入場券は、8月18日（県知事選挙の告示日の翌日）から、郵便で配達を始めます。郵便事情により到着に日数を要する場合があります。

なお、入場券が届かなくても受付で氏名等をお聞きし、本人確認ができれば投票することができます。

なお、期日前投票をする場合は、あらかじめ投票所入場券の裏面に印字されている「宣誓書」に必要事項を記載したうえで期日前投票所にお持ちくださると、手続が早く済みます。

投票用紙は2種類－投票の順番は①県知事→②県議会議員です

●**県知事選挙**…白色の用紙に黒色刷りの投票用紙です。投票しようとする候補者の上欄に○を記入してください。期日前投票や不在者投票は、候補者の氏名を記入します。

●**県議会議員選挙**…薄黄色の用紙に黒色刷りの投票用紙です。自分が投票しようとする候補者の氏名一人を記入します。

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行けないと見込まれる人は、

「期日前投票所」で投票することができます

投票場所によって投票できる時間や、日にちによって投票できる選挙が異なりますので、ご注意ください。

・北上市保健・子育て支援複合施設 ほっこ (1階ふれあいホール)



期間：県知事選挙 8月18日(金)～9月2日(土)

県議会議員選挙 8月26日(土)～9月2日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

※県知事選挙・県議会議員選挙の両方の投票ができる
8月26日以降の投票をお勧めします。

・江釣子ショッピングセンター・パル (2階コスモホール)



期間：県知事選挙・県議会議員選挙ともに 8月28日(月)～9月2日(土)

時間：午前10時～午後7時30分



※駐車場は「hoKko」の駐車場をご利用ください。駐車券を投票所にお持ちになると無料になります。



不在者投票をご利用ください



北上市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は不在者投票ができます。投票の手順や申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください（スマートフォンやタブレットなどのカメラ機能で、右のQRコードを読み取ればホームページにアクセスできます）。



●他の市区町村に滞在中の人・・・滞在先の選管で不在者投票

①投票用紙等を北上市選管に請求する。→ ②北上市選管が滞在先に投票用紙等を郵送する。→ ③滞在先市区町村の選管に投票用紙等を持参して投票する。（投票できる場所や時間は、滞在先市区町村の選管に事前にご確認ください。）→ ④滞在先市区町村の選管が北上市選管に郵便で返送する。

※郵便でのやりとりに時間がかかりますので、お早めにお申し出ください。

●都道府県の選挙管理委員会が指定する指定病院又は指定老人ホームに入院・入所中の人・・・入院・入所先で不在者投票

①投票したい旨を病院等の事務室に申し出る。→ ②病院等が北上市選管に投票用紙等を請求する。→ ③北上市選管が投票用紙等を病院等に送付する。→ ④病院等で投票する。→ ⑤病院等が投票用紙等を北上市選管に返送する。

※指定病院等であれば、市内外によらず不在者投票ができます。

●身体障がい等により投票所まで行くことが困難な人・・・郵便等による不在者投票

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。交付には障がいの程度(要介護状態区分等)に該当する必要があります。詳しくは市のホームページをご覧ください。既に郵便等投票証明書の交付を受けている人が、郵便による不在者投票用紙等の請求をするときは、**8月30日(水)午後5時まで**に北上市選管に請求してください。